

\*\*\*\*\*  
相葉総合法律事務所ニュースメール  
No. 1  
2015年4月13日  
\*\*\*\*\*

こんにちは。  
いつもお世話になっております。  
相葉総合法律事務所の弁護士の相葉和良です。

このたび、相葉総合法律事務所のニュースメールの  
配信を開始しました。  
仕事や生活に関係する新しい法律や裁判の話題を  
タイムリーにご提供できればと思います。

できるだけわかりやすい内容となるよう心がけていますので、  
よろしくお願い申し上げます。



### 《最近の新しい法律》

#### ◎改正会社法の施行について

昨年、国会で審議・成立した会社法の改正法が、いよいよ  
平成27年5月1日から施行されます。

その改正の主なポイントは、以下のとおりです。

- 1 「監査等委員会設置会社」という類型が新設されました。  
この監査等委員会を設置する会社では監査役を置くことはできず、  
監査等委員会が取締役の職務の執行の監査等を行います。  
監査等委員会は、委員(取締役)3人以上で組織され、  
その過半数は社外取締役でなければなりません。
- 2 近時は多数の会社で社外取締役が選任されていますが、  
上場会社の中でまだ社外取締役を置いていない会社については、  
株主総会で、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明することが  
義務づけられました。
- 3 社外取締役・社外監査役の資格が見直されました。
- 4 多重代表訴訟の制度が創設されました。  
これまでの株主代表訴訟の制度に加え、新たに、会社の株主は、  
一定の100パーセント子会社の取締役等の役員に対し、  
株主代表訴訟を提起することができるようになりました。
- 5 親会社の子会社の株式の全部または一部を譲渡する場合で、  
一定の条件に該当するときは、株主総会の特別決議が必要となりました。
- 6 会社の定款で、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する  
定めをしている株式会社は、その旨を登記することが必要となりました。

注意が必要なのは、上記の2の株主総会での説明義務は、

施行日である5月1日以降に開催される株主総会から適用となることです。

従いまして、これまで社外取締役を選任していなかった会社は、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明する必要があります。この説明義務は、株主総会で社外取締役を選任する予定であっても免れません。

また、例えば「当社は既に社外監査役を置いているので、必要ない」というのは「社外取締役を置くことが相当でない理由」に当たらないとされています。

## 《最近の裁判例のお話》

### ◎子どもが第三者に与えた損害に対する親の責任に関する裁判例

4月9日、最高裁判所で、小学生が蹴ったサッカーボールが校庭から転がり出て、校庭近くをオートバイで運転していた被害者がそれを避けようとして転倒・負傷し、その後死亡したという事案について、新しい判断が示されました。

最高裁判所は、「親の直接的な監視下でない子どもの行動についての日頃の指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ないから、通常はそれ自体は危険でないと考えられる行為によって、たまたま人身に損害が生じた場合は、特別の事情が認められない限り、その親が子どもに対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではない。」という趣旨を述べて、親の責任を否定しました。

従来は、親の子どもに対する監督責任は、非常に厳しく判断され、なかなか「親としての監督義務を怠らなかった」とされることはありませんでした。

実際、この最高裁判所の前の高等裁判所の判断では、監督義務を怠ったと判断されています。

ただ、この事案では、サッカーボールを蹴ること自体は通常危険な行為ではないこと、この事案の親は日頃から子どもに対し危険な行為に及ばないよう通常のしつけをしていたこと等を前提にしており、どのような場合でも親の責任が生じないというものではありません。

([http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=85032](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=85032))



※3月31日に国会に「民法改正法案」が提出されました。今後、国会での審議を経て、民法の改正法が成立する見込ですが、当ニュースメールでも、次回以降、改正法（案）の内容を紹介する連載を企画しています。

最後までお読みいただき、ありがとうございます。  
相葉総合法律事務所ニュースメール初回号はいかがでしたでしょうか？  
次号も有意義な情報をお伝えできればと存じます。



このニュースメールは、弁護士相葉和良が名刺交換等をさせていただいた方にお送りしております。

メールの配信が不要な場合には、お手数ですが、下記URLから解除手続きをお願い申し上げます。

<http://sv6.mgzn.jp/sys/unreg.php?cid=S503371>

また、登録メールアドレスの変更はこちらからお願い申し上げます。

<https://sv6.mgzn.jp/sys/upd.php?cid=S503371>

\*\*\*\*\*

相葉総合法律事務所  
弁護士 相葉 和良

〒104-0061  
東京都中央区銀座8-15-15  
銀座原ビル5階

電話：03-3524-0678

FAX：03-3524-0677

携帯：090-1115-1790

E-mail：aiba@aibalaw.com

URL：http://www.aibalaw.com/

\*\*\*\*\*